

小学校について、指定校変更制度を継続しつつ、

地域との協働による学校運営の充実を目指します。

渋谷区では、特色ある教育、選ばれる学校を目指し、区内全域から学校選択が可能な学校選択希望制を行ってきました。

近年、教育や地域の状況が変化するなか、小学校の学校選択希望制の実施状況や保護者アンケートに基づき検討を進め、他区の状況も十分に調査し、時間を重ねて慎重な議論を重ねた結果、

学校選択希望制は廃止し、指定校変更制度を継続しつつ、さらなる学校運営の充実を図ることを決定しました。

対象は令和4年度新小学校1年生からです。 ※中学校の学校選択希望制は継続します。

理由

(1) 通学区域の指定校に入学する傾向が顕著

過去の入学状況やアンケート結果から、通学の利便性、安全性を重視し、自宅から近い通学区域の指定校に入学する傾向が顕著に現れています。

(2) 制度の公平な運営が困難

児童数の増加により抽選校、選択できない学校が増加し、学校を「自由」に選択できるという学校選択希望制の効果が十分に得られていない状況です。

(3) 地域との協働による学校運営の充実

渋谷区では、区内全ての小学校をコミュニティスクールとし、地域とともにある学校づくりの推進を図っています。地域と学校が協働で子供を育み、さらなる学校運営の充実を図ります。

指定校変更制度

原則として、通学区域の指定校に入学となり、学校選択はできません。

ただし、調整区域や兄弟関係などの一定の基準を満たす場合は、申請により指定校の変更ができます。

【指定校以外の学校に変更できる主な基準】

調整区域

調整区域（通学の距離などを考慮し指定校が変更できる教育委員会が定めた区域）に該当する場合。

通学事情

指定校への通学距離と希望校への通学距離に2倍以上の差があり、指定校への通学に支障があると認められる場合。

兄弟関係

入学後も兄・姉が変更希望校に在学している場合。

教育上の 配慮

指定校への入学が困難な事情があり、指定校以外の学校への入学が教育上の観点から適当であると認められる場合。

令和4年度新小学校1年生のお子様のいるご家庭には、
令和3年7月中旬頃、入学のご案内を送付します。

～ 小学校入学までの流れ～

7月中旬

各ご家庭に就学予定校のお知らせを送付いたします。

※通知が届かない場合は学務課学事係までご連絡ください。

10月下旬

就学時健康診断の実施

(10月下旬～11月)

後日送付される健康診断票で指定された学校で受診してください。

指定校変更相談の受付

(11月上旬まで)

- ① 兄弟関係・調整区域に該当し指定校変更を希望する方は、学務課学事係で指定校変更手続きを行ってください。
- ② 特別な事情により指定校以外の学校に入学を希望する方は、学務課学事係までご相談ください。指定校変更が可能となる場合があります。

なお、①以外の希望者が受入可能人数を超えた場合は、公開抽選により決定を行う場合があります。

12月下旬

就学通知書の送付

1月下旬

新入生保護者説明会

4月

入学式

入学式当日は必ず就学通知書をご持参ください。

【問い合わせ先】

教育委員会事務局学務課

指定校変更制度に関すること

就学時健康診断に関すること

就学相談に関すること

学事係

学校事業係

特別支援教育係

電話03-3463-2986

電話03-3463-2989

電話03-3463-2993